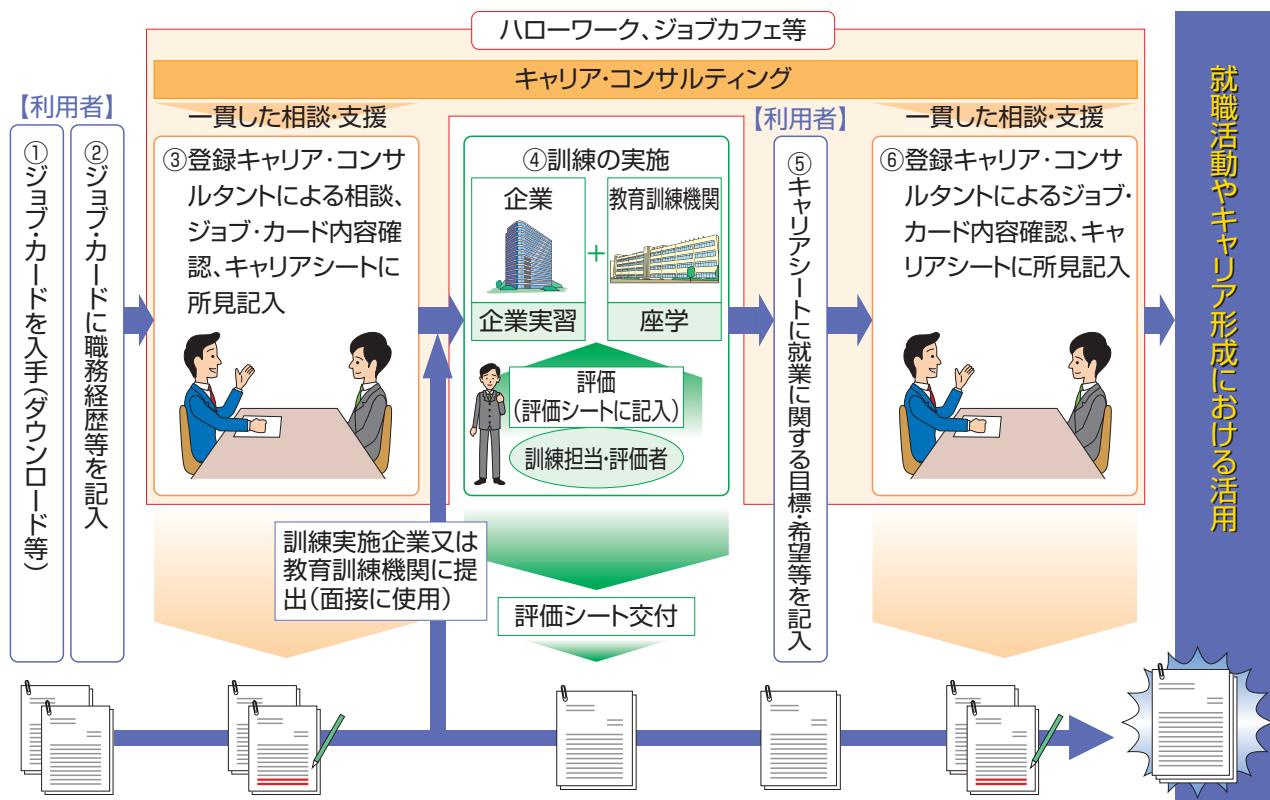


ジョブ・カード作成の流れ（職業能力形成プログラムを受講し、評価シートの交付を受けるケース）



職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード

企業等で長く働いた経験があり、職務を通じたアピールポイントを多く持たれている方向けに、その多様な職務経歴を記載できる「**職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード**」様式もあります。

様式・記入例は、

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jobcard16.html

からダウンロードすることができます。

この様式は、

- 一般的のジョブ・カードと同様に、これまでの職務経歴等を整理することで、就職活動に当たっての職業選択の方向づけを可能とするものです。
- また、事業主におかれでは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」（※）としての活用が可能です（この場合、高年齢離職予定者本人が、「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の様式に記載し、事業主が確認する方法も可能です。）。

※「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職予定の高年齢者等（45歳以上65歳未満）が希望するときは、「求職活動支援書」を作成し、本人に交付することが、事業主に義務づけられています。